

「フリマ」取引は慎重に

フリマサイトでは、中古品を安く買ったり、使わないものを手放したりすることが気軽にできる反面、出品者と購入者の両方の立場からさまざまなトラブルの相談が寄せられています。

▼フリマサイトでブランドバッグを購入したら偽物が届いた。サイト運営会社に相談しても、当事者間で直接話し合うようにと言うばかりで対応してもらえない。(20代・男性)

▼フリマサイトにブランド品を出品した。確かに本物だったのに購入者から偽物だとのクレームが入った。返品に応じたら、偽物に取り換えられて戻ってきた。(30代・女性)

▼フリマサイトで商品を購入する際、条件として商品受け取り前の出品者評価を求められ応じたところ、商品が届かないまま出品者と連絡が途絶えた。取引が完了しているとして、サイト運営会社は対応してくれない。(50代・女性)

▼フリマサイトのアカウントが乗っ取られたようだ。ひも付いた後払い決済を利用して、覚えのない商品が購入された。(40代・男性)

フリマサービスは個人間取引であり、サイト運営会社は取引の場所を提供しているに過ぎません。基本的にはトラブル解決は当事者間で図ることを求められますが、運営会社によっては補償制度を設けているところもあります。受け取り前の評価や、サイトを介さない決済など、相手から禁止行為を持ち掛けられトラブルに巻き込まれることもあるので、利用規約をよく確認した上でルールを守って賢く利用しましょう。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話、または面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8:30～17:00

土曜日 9:00～17:00(電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎(局番なし) 188番(いやや!)

※188番は、お近くの市町村または県の相談窓口につながります。